

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（伝送路設備設置状況報告等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告）</p> <p>第三条の二 施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間（同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15 工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日（同項括弧書の場合及び同令第二十四条の二第一項第三号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。））前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（伝送路設備設置状況報告等）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>（新設）</p>
<p>様式第22の2（第3条の2関係）</p> <p>第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画に係る意見提出状況に関する報告</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業者名 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 電話番号 電子メールアドレス</p>	<p>（新設）</p>
<p>1 意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項</p> <p>2 既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別</p> <p>3 意見受付期間（意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。）</p> <p>4 意見受付期間内に提出された意見の数</p> <p>5 意見受付期間内に意見提出がなかつた場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日（短縮予定日以降の日に限る。）に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込み日</p> <p>6 意見受付期間内に提出された意見及び</p>	

それに対する考え方	
注1 「意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項」については、意見を受け付けた届出計画に係る電気通信事業法施行規則様式18の届出書に記載した届出年月日その他当該届出計画を特定するに足りる事項を記載すること。	
2 「意見受付開始日」は意見受付期間の起算日、「意見受付終了日」は意見受付期間の満了日をいう。	
3 「意見受付期間内に提出された意見の数」については、意見受付期間内に意見を提出した者の数を記載すること。	
4 「意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方」については、この様式への記載に代えて、記載すべき内容を添付することができる。また、意見受付期間内に提出された意見とその意見に対する考え方及び意見受付期間内に提出された意見とその意見を提出した者の対応関係が分かるように記載すること。なお、記載内容の中に非公開を希望する情報が含まれる場合はその旨及びその理由を記載すること。	
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	

附 則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。